

第 6 章 雨量・水位等の観測・予測・通報及び公表

第 1 節 雨量の観測及び通報

1 雨量の観測

京都府が管理する雨量観測所は、次のとおりである。

□ 雨量観測所：資料編 266～267 頁（京都府管理）

また、府内における国土交通省管理及び気象庁管理の雨量観測所は次のとおりである。

□ 雨量観測所：資料編 286 頁（国土交通省管理）

□ 雨量観測所：資料編 289 頁（気象庁管理）

2 雨量の通報

河川課・砂防課は、府管理の雨量データを、関係气象台及び直轄河川事務所等から提供される情報とあわせて、京都府雨量水位観測システムにより市町村等に通報する。

3 障害時の通報

システムに障害が発生した場合は、以下の要領で電話等により通報するものとする。

(1) 通報の手段

ア 電話による通報

通報例：「○○雨量観測所の○時現在の時間雨量は○○mmです。総雨量は○○mmです。」

イ FAXによる通報

観測記録用紙（資料編 153、154 頁）又は任意様式により行う。

(2) 通報の時期

・毎正時

(3) 通報の中止

・水防態勢を解いたとき

第 2 節 水位の観測及び通報

1 水位の観測

京都府が管理する水位観測所及び河川監視カメラは、次のとおりである。

□ 水位観測所(通常水位計)：資料編 268～269 頁(京都府管理)

□ 水位観測所(危機管理型水位計)：資料編 270～272 頁(京都府管理)

□ 河川監視カメラ設置箇所：資料編 273～274 頁(京都府管理)

□ 簡易型河川監視カメラ設置箇所：資料編 275～276 頁(京都府管理)

また、府内における国土交通省管理の水位観測所は次のとおりである

□ 水位観測所：資料編 287 頁(国土交通省管理)

2 水位の通報

河川課・砂防課は、府管理の水位データ（通常水位計で観測された水位データ）を、関係気象台及び直轄河川事務所等から提供される情報とあわせて、京都府雨量水位観測システムにより市町村等に通報する

水防法第12条第1項の定めによる水防団待機水位（指定水位）を超えているときの水位の通報は、上記によるものとする。

3 障害時の通報

無線や観測機器等に障害が生じ、観測データが送信されない場合、土木事務所等は、職員の現認等により降雨や河川の状況等を把握し、河川課・砂防課及び市町村に通報する。

通報は、次の要領で行うものとするが、障害の状況等により適宜の内容とする。

(1) 通報の手段

ア 電話による通報

通報例：「〇〇川〇〇水位観測所の水位は、〇時現在、〇.〇〇mです。」「〇〇川〇〇水位観測所の水位が、〇時現在、水防団待機水位（指定水位）又は氾濫注意水位（警戒水位）を上（下）回り、〇.〇〇mです。（これで、通報を中止します。）」

イ FAXによる通報は、観測記録用紙（資料編153、154頁）又は任意様式により行う。

(2) 通報の時期

- ・水防団待機水位（指定水位）又は、氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき
- ・水防団待機水位（指定水位）に達してから水防団待機水位（指定水位）を下回るまでの間の毎正時
- ・水防団待機水位（指定水位）又は、氾濫注意水位（警戒水位）を下回ったとき
- ・その他、必要と認められるとき

(3) 通報の中止

- ・水防団待機水位（指定水位）を下回ったとき
- ・氾濫注意水位（警戒水位）以下で、今後の水位上昇が、認められなくなったとき
- ・水防態勢を解いたとき

第3節 雨量・水位、ダム諸量及び河川監視カメラ画像の公表

河川課・砂防課は、府管理の雨量・水位及びダム諸量のデータを、関係気象台及び直轄河川事務所等から提供される情報とあわせて、常時インターネット（京都府ホームページ）、地上デジタルデータ放送等により公表する。

水防法第12条第2項の定めによる氾濫注意水位（警戒水位）を超えているときの水位の公表は、上記によるものとする。

また、河川監視カメラの画像についても、常時インターネット、地上デジタルデータ放送により公表する。

なお、大野ダムについては、放流情報やダム湖カメラ映像等、分かりやすく緊迫感が伝わるダム情報を提供する。

第4節 水位の予測

1 水位等の予測

京都府は気象庁の雨量予測に基づき、「京都府水位・氾濫予測システム」により、水位計を設置している府管理の170河川について6時間先までの水位及び氾濫区域を予測を行う。

水位予測対象河川と水位予測観測所は資料編291～297頁に記載する。

2 予測情報の先行配信

京都府は予測情報の一般公開や避難情報の発令基準としての活用を見据え、精度や実用性を検証するため、京都府水位・氾濫予測システムにより、水位予測情報及び氾濫区域予測情報等を市町村等に提供する。

なお、予測値の府民への公開は関係機関協議及び洪水予報河川指定の完了後に行う。

3 水位予測及び氾濫区域予測の通知

京都府は市町村等が事前に通知登録した水位予測地点において通知基準水位に到達する予測をした際等に事前登録されたメールアドレスに到達予測情報を通知するものとする。

(1) 河川種別と通知基準水位

河川種別	通知基準水位	対象水位観測所	備考
洪水予報河川・水位周知河川	避難判断水位・氾濫危険水位	右記水位を設定している観測所（注1）	注2、注3
水防警報河川・その他河川	氾濫開始相当水位（注5）	〃	注2、注4

注1： 資料編291～297頁の表「水位予測対象河川と水位予測観測所」の「通知」欄に○を記載した水位予測観測所

注2： 事前登録時に配信タイミングを「最初の1回のみ」を選択した場合は注3、注4に拘わらず、最初の1回のみ通知

注3： 通知基準水位超過を予測した時及び超過予測後に通知基準水位超過が予測時間の1時間、2時間、3時間、4時間、5時間、6時間前のいずれかになった際に通知。

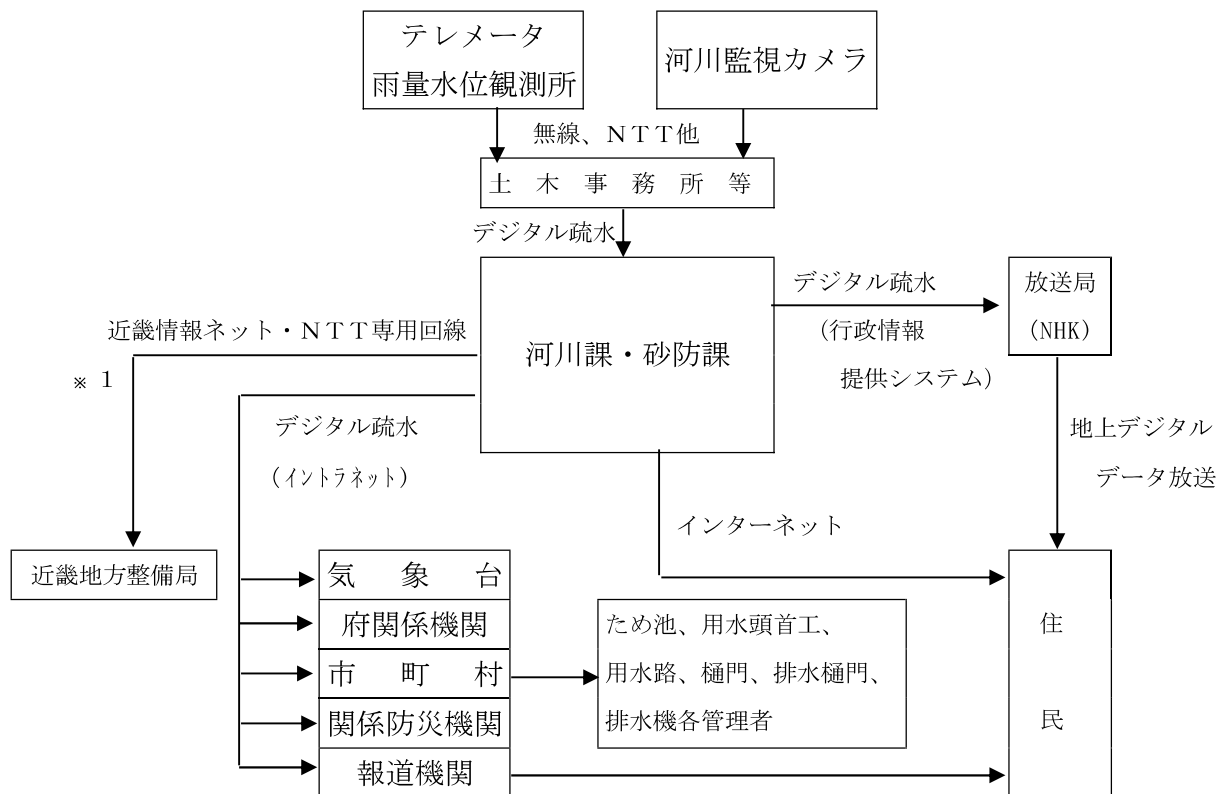
注4： 通知基準水位超過を予測した時及び超過予測後に通知基準水位超過が予測時間の1時間、2時間のいずれかになった際に通知。

注5： 河川の一連の区域で最も越水・溢水の可能性が高いと考えられる箇所において堤防天端高（又は後背地地盤高）など氾濫が開始する各箇所の水位を、その箇所を受け持つ水位観測所において換算した水位。

各市町村との危険箇所等に関する協議を基に府が設定し、水位の妥当性を検証することとしている。（当面非公表）

第5節 連絡系統

連絡系統は、下図のとおり行うものとする。



備考

- ※ 1 本府の観測結果及び近畿地方整備局の観測の結果について、必要に応じて相互に資料の交換を行うものとする。